

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・ 関係官庁 |
|--------------|---|---|--|---------|-------|------|----------------|
| 0001010 | 「意匠権及び商標権の登録出願 手続」の知的財産管理技能士資 格を有する行政書士への開放 | 知的財産管理技能士資格を有する行政書士が 「意匠権及び商標権の登録出願手続」を行う。 | 弁理士は産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産権業務として、産業財産権の権利変動登録手続、植物新品種及び著作権の登録手続、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。 「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。 | | 個人 | 香川県 | 総務省 経済産業省 |